

申請理由と必要添付書類についてよくある質問への回答

1 上の子が高校生等で下の子が中学校に在籍しています。令和2年度準要保護世帯の認定を受けているが、申請は出来ますか？

答え：はい、申請出来ます。ただし、次の①～③に該当しないことが必要です。

- ①生活保護受給世帯ではない。
- ②四街道市ひとり親家庭等臨時特例給付金を受けていない。
- ③四街道市ひとり親世帯等臨時特例給付金を受けていない。

2 個人事業主(自営業)です。コロナの影響で仕事がなくなりました。子どもが高校生等ですが、令和元年度に準要保護世帯の認定は受けていません。申請出来ますか？

答え：はい、申請出来ます。ただし、次の①～③を満たすことと、下記のとおり理由を証明する書類が必要になります。

- ①生活保護受給世帯ではない。
- ②四街道市ひとり親家庭等臨時特例給付金を受けていない。
- ③四街道市ひとり親世帯等臨時特例給付金を受けていない。

理由を証明する書類

本人及び収入のある同居家族全員分の書類が必要です。

令和2年3月～5月又は、申請する月までの3ヶ月の収入(売上等)が新型コロナウイルス感染症拡大により激減し準要保護世帯と同水準になったことがわかる帳簿等収支がわかる資料を提出して下さい。

令和2年度の課税証明書等(※1)

(※1) 令和2年1月1日に四街道市の住民基本台帳に記録のない方は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入がわかるものが必要です。

3 準要保護世帯の認定は受けていません。生活福祉資金の貸付けを受けました。申請出来ますか？

答え：はい、申請出来ます。ただし次の①～③を満たすことと、下記のとおり理由を証明する書類が必要です。

- ①生活保護受給世帯ではない。
- ②四街道市ひとり親家庭等臨時特例給付金を受けていない。
- ③四街道市ひとり親世帯等臨時特例給付金を受けていない。

理由を証明する書類

本人及び収入のある同居家族全員分の書類が必要です。

貸付決定通知書

令和2年3月～5月又は、申請する月までの3ヶ月の収入が新型コロナウイルス感染症拡大により激減し準要保護世帯と同水準になったことがわかる資料を提出してください。

- ・会社等雇用先がある方は、該当する月の給与明細をご提出下さい。
- ・個人事業主の方は、帳簿等収支がわかる資料を提出して下さい。

令和2年度の課税証明書等(※1)

(※1) 令和2年1月1日に四街道市の住民基本台帳に記録のない方は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入がわかるものが必要です。

